

vol.5 DEC.2019

NEWS LETTER

written by 弁護士法人大賀綜合法律事務所 宇部オフィス
COO 弘 藤 智 基

Monthly THEME

カーナビやワンセグ携帯を持つだけで NHK との受信契約をしなければならないのか

1 はじめに

今年の News Letter 8 月号で、テレビを自宅に設置した場合に NHK との受信契約を強制されるのかという点について裁判の状況をお伝えしました。

今回はその続編として、カーナビやワンセグ携帯を所持している場合はどのように考えられるかということについて、お伝えしようと思います。

2 問題点（テレビとの違い）

（1）カーナビやワンセグ携帯は、次の 2 点でテレビとは異なります。

- ① テレビは設置場所に備え置かれ、その場所以外での視聴は考えられないのに対し、カーナビやワンセグ携帯は移動することが前提であり、様々な場所での視聴が想定されること
- ② テレビは放送の受信を目的としたものであるのに対し、カーナビやワンセグ携帯は放送の受信を直接の目的としたものではない（放送を受信できることはあくまで付随的な機能にすぎない）こと

（2）このような違いがあるため、カーナビやワンセグ携帯を所持した場合とテレビを設置した場合とを同じように扱っていいかが問題になるわけです。

3 裁判所の見解

裁判所は上記の違いにも関わらず、結論として、カーナビやワンセグ携帯を所持するだけで NHK との受信契約が強制されると判断しました。

すなわち、①そもそも携帯電話であれカーナビであれ、ワンセグ放送を受信できる機能を有している以上、それが「受信設備」に当たる（テレビのように固定場所に備え置かれている場合に限らない）とし、②購入者がワンセグ放送を受信するために本件カーナビを購入したのではなく、また、実際にワンセグ放送を受信したことがなく、今後受信する予定がないとしても、それは購入者の主観の問題にすぎない（カーナビやワンセグ携帯が放送を受信できる状態にあることに変わりはない）などと述べたわけです。

4 終わりに

これらの裁判例によると、カーナビやワンセグ携帯を所持するだけで、最終的に NHK との受信契約を強制される可能性があります。テレビを持っていない方も安心せずに、注意していただければと思います。

[裏面へ](#)



弁護士法人
大賀綜合法律事務所

宇部オフィス

〒755-0043 宇部市相生町 5 番 8 号

TEL 0836-38-8030

FAX 0836-38-8031

- 土地の相続登記，義務化 所有者不明で対策

日本経済新聞 2019 年 11 月 26 日

- パートにも厚生年金，2 段階で拡大 令和 4 年「従業員 101 人以上」に

産経新聞 2019 年 11 月 27 日

- 軽微なダウンロード，規制対象外に 著作権法改正で修正案提示—文化庁

時事ドットコムニュース 2019 年 11 月 27 日

- 服薬指導のオンライン化を解禁 改正薬機法が成立

日本経済新聞 2019 年 11 月 27 日

- 75 歳以上 医療費 2 割検討 政府，22 年から負担増へ

東京新聞 2019 年 11 月 28 日

- 子の貧困対策大綱を閣議決定 中退予防，再入学支援重視

時事ドットコムニュース 2019 年 11 月 29 日

- 運転免許証で旧姓表記。12 月 1 日から

ImpressWatch2019 年 12 月 2 日

- 社外取締役，大企業に義務付け 改正会社法が成立

時事ドットコムニュース 2019 年 12 月 4 日

[表面へ](#)

